

区立公園における公園占用の取扱いについて

1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都における緊急事態宣言を想定し、区立公園における公園占有について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 緊急事態宣言発令期間中の公園占有の取扱い

緊急事態宣言の要請等の内容が、飲食店や大規模商業施設の休業要請、スポーツの無観客試合などの「人流抑制を目的としたもの」を含むと見込まれることから、不特定多数の集合を防止するため、イベント及びキッチンカーの公園占有を不許可とする。すでに許可しているものについては、緊急事態宣言期間中の既許可を取り消す。

なお、本取扱いは、区内の全公園・児童遊園に適用する（庁内他課が後援するイベント等を含む。）。